

知的財産推進計画 2 0 2 6

～成長戦略を支える知財戦略の推進～

2 0 2 6 年 6 月 1 2 日

知的財産戦略本部

知的財産推進計画2026

目次

I.	はじめに	1
II.	知財戦略の今後の方向性	2
1.	基本的な認識	2
2.	今後の方向性	4
III.	知財戦略の重点施策	8
1.	知的財産の「創造」	8
(1)	知財・無形資産への投資による価値創造	8
(2)	AIと知的財産権	15
(3)	創造人材の強化・ダイバーシティの実現	21
2.	知的財産の「保護」	29
(1)	技術流出の防止	29
(2)	海賊版・模倣品対策の強化	33
(3)	産業財産権制度・運用の強化	41
(4)	地域における知財保護	52
3.	知的財産の「活用」	66
(1)	産学連携による社会実装の推進	66
(2)	スタートアップ支援	72
(3)	新たな国際標準戦略の推進	74
(4)	データ流通・利活用環境の整備	87
4.	新たなクールジャパン戦略のフォローアップ	90
(1)	クールジャパン戦略の推進	90
(2)	コンテンツ戦略の推進	114
(別紙)	「新たな国際標準戦略」に基づく令和7年度のフォローアップ結果について	134

層の周知徹底を図るとともに、着実な執行に取り組む。本制度の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。日本企業の実態に即した利便性向上についても引き続き検討を行う。

(短期・中期) (経済産業省)

(2) AI と知的財産権

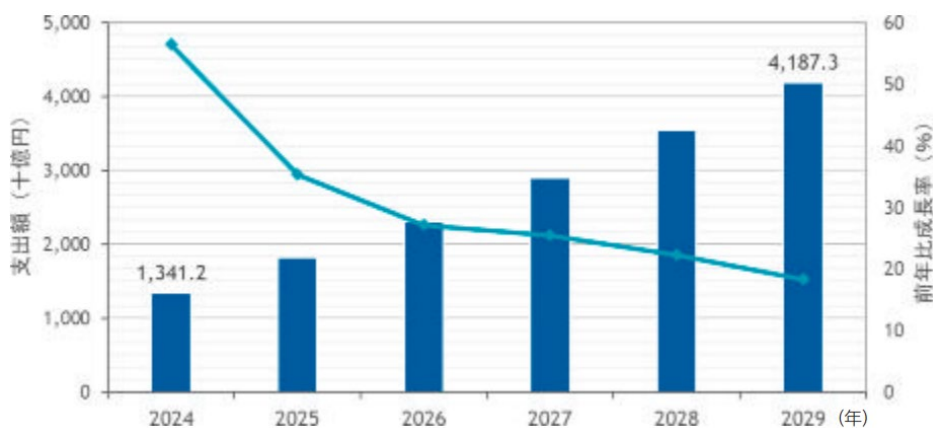
(現状と課題)

世界の AI 市場規模 (売上高) は、2024 年に 1,840 億ドル、2030 年には 8,267 億ドルに拡大すると予測されており、AI は世界経済を牽引する基盤分野となっている (図表 9)。日本の AI システム市場 (支出額) も、2024 年に 1 兆 3,412 億円 (前年比 56.5%増) に達し、2029 年には 4 兆 1,873 億円まで拡大すると予測されている (図表 10)。



(出典) 総務省「令和 7 年版情報通信白書」

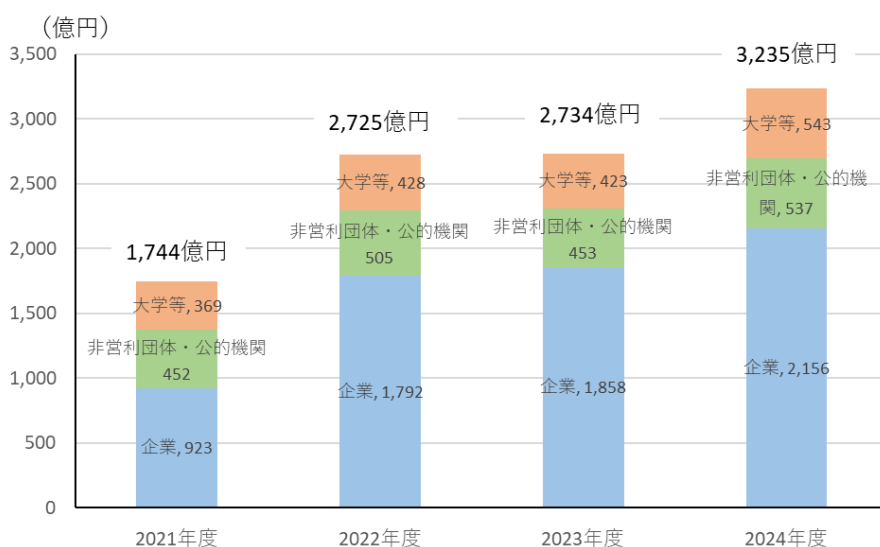
図表 9 : 世界の AI 市場規模 (売上高) の推移及び予測



(出典) 総務省「令和 7 年版情報通信白書」

図表 10 : 国内 AI システムの市場規模 (支出額) 及び予測

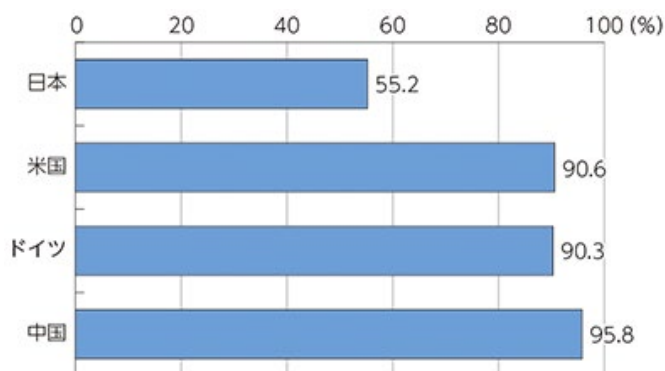
こうした中で、AI分野の研究費は近年、高い伸びを示しており、2023年度に2,734億円であったのに対し、2024年度には3,235億円と対前年度比18.3%の増加を示している（図表11）。このことは、生成AIの急速な社会実装や、AIを中核技術と位置付けた研究開発投資が、企業・大学・公的機関において本格化していることを示していると考えられる。



(出典) 総務省「科学技術研究調査」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表11：AI分野の研究主体別研究費

AIの市場規模や研究費が増加している一方で、我が国企業の業務における生成AIの利活用は海外と比較して進んでいない。何らかの業務で生成AIを利用していると回答した割合は、米国、ドイツ、中国の企業は90%を超えているのに対し、日本の企業は55.2%（業務で使用中和回答した割合）に留まる。



(出典) 総務省 (2025) 「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表12：企業における業務での生成AI利用率（国別）

そのような中、AI、とりわけ生成AIやエージェントAIは、研究開発、創作

活動、事業活動の生産性と創造性を飛躍的に高め、知的創造サイクル全体を加速させる基盤技術となっている。一方で、生成物に対する責任の在り方や学習データの取扱い、生成物と著作権・特許権・意匠権・商標権等との関係など、知財制度との関係を巡る新たな課題が顕在化しているほか、エージェント AI の出現等により、その深刻度が増しているとの指摘もある。

国際的には、AI の発展が知財制度に与える影響について、世界知的所有権機関 (WIPO) を中心に継続的な議論が行われている。加盟国や多様なステークホルダーが参加する「知的財産と先端技術に関する WIPO 対話」では、生成 AI の学習データや生成物を巡る著作権上の課題、権利管理や透明性を支える制度・インフラの在り方等、既存制度の適用可能性と限界が多角的に検討されてきた。2026 年 3 月には AI 時代における知財インフラの技術的・運用的課題に焦点を当てた AI Infrastructure Interchange (AIII) を立ち上げ、世界的な対話を促進している。

国内においては、2025 年に AI 法が成立・施行され、AI の研究開発及び利活用を総合的かつ計画的に推進するための法的枠組みが整備された。同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする人工知能戦略本部 (AI 戦略本部) が設置され、AI 政策を横断的に推進する体制が構築されている。さらに、同法第 18 条に基づき、2025 年末には「人工知能基本計画」(令和 7 年 12 月 23 日 閣議決定) (以下「AI 基本計画」という。) が策定され、「信頼できる AI」を軸として、イノベーション促進とリスク対応の両立を図りつつ、「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」を目指す国家戦略が明確化された。AI 基本計画においては、適切な知財の保護と利活用につながる透明性の確保を図るとともに、コンテンツホルダーへの対価還元等の推進、生成 AI による知的財産権侵害対策に関する相談体制の整備、生成 AI と知的財産権に関する分かりやすい情報提供等の取組を進めることが明記されている。このことは、AI 政策全体の中において、知財がイノベーション促進と社会的信頼確保の双方にとって不可欠な要素として位置付けられたことを意味している。

他方、イノベーション全体の国際競争において、日本は依然として厳しい位置にある。「II. 1. 基本的な認識」で述べたとおり、WIPO「グローバル・イノベーション・インデックス 2025」において、日本は世界 12 位であり、韓国 (4 位)、中国 (10 位) など、アジア主要国に後れを取っている。AI 分野で創出される価値を確実に知財として保護・活用し、競争力強化につなげることが急務である。

特に、生成 AI については、個人情報の不適正な利用、犯罪の巧妙化・容易化、偽情報等による混乱等と並び、著作権等の侵害リスクについて、クリエイターや権利者から懸念の声が示されている。

こうした声を受けて、AIと著作権の関係については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において検討を行い、また、知的財産権全般との関係については、AI時代の知的財産権検討会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）において検討が行われてきている。検討結果は、「AIと著作権に関する考え方について」（2024年3月）及び「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（2024年5月）（以下「中間とりまとめ」という。）として、それぞれ公表されている。

中間とりまとめでは、生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方として、「AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現が目指されている。そのためには、法、技術、契約の各手段を適切に組み合わせながら、AI開発者、AI提供者、AI利用者、権利者等の幅広い関係者が連携して取り組むことにより、創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIの開発・提供とともに、新たな創作活動につながる好循環の実現が期待されている。



（出典）AI時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」

図表 13：法・技術・契約の各手段の相互補完性

＜AI法の制定を踏まえた、生成AIと知的財産を巡る懸念・リスクへの対応＞

内閣府知的財産戦略推進事務局では、AI法の基本理念やAI基本計画において適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保を図るとされていることを踏まえ、生成AI事業者が行うべき透明性の確保や知的財産権保護のための措置の原則を定め、もって生成AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的として、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」（仮称）の策定に向けた検討を進めている。

文化庁及び経済産業省においては「AIと著作権に関する関係者ネットワーク」を2024年に発足させ、当事者間において適切なコミュニケーションを図り、新たなコンテンツの創作と文化の発展に向けた共創の実現するため、権利者と事業者が一堂に会して意見交換を行う場を運営している。

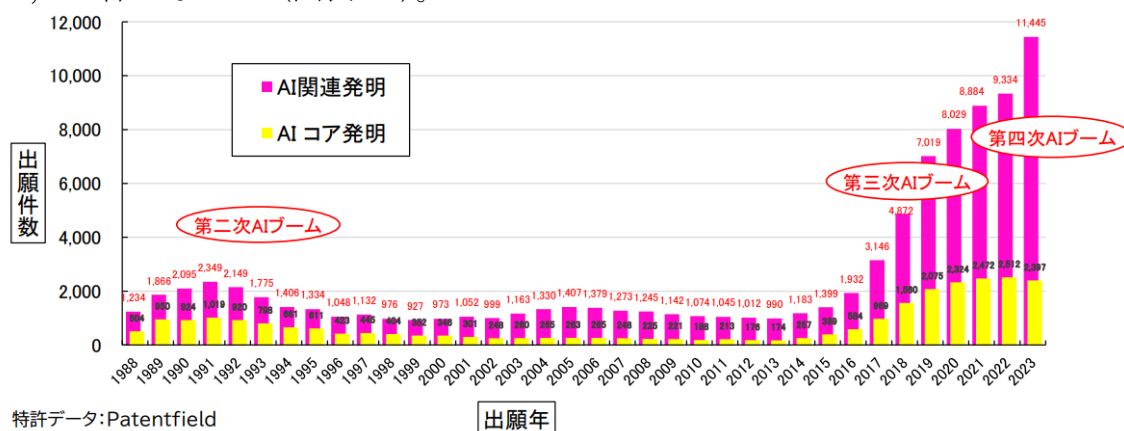
また、令和7年度補正予算において措置された「クリエイターへの対価還元

に向けた著作物等データの流通促進に係る環境構築事業」において、文化庁は、クリエイター等への対価還元を促進するため、著作物等データの有償提供等の流通に必要な事項に係る調査研究・実証を複数年度にわたって複数分野で実施し、モデル事例の創出及び横展開を図ることとしている。

肖像や声の保護に関しては、技術により声の保護を図りつつ収益化を目指す民間の取組や著名な声優による音声 AI サービスの展開など、俳優や声優等と共に、その肖像や声を守りながら利用する活動が複数見られるようになった。他方で、特定の俳優や声優等の肖像や声のみを学習させ、当該俳優や声優等の肖像や声であると一般人が認識するような出力を得ることができる生成 AI モデルやサービスであるにもかかわらず、当該俳優や声優等の許諾を得ずに公開され、さまざまな形態でその出力が利用される事態も引き続き存在している。このような俳優や声優等の肖像や声の無断利用については、経済産業省が 2025 年に公表した「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不正競争防止法における考え方の整理について」により、不正競争防止法における考え方の整理が行われるとともに、肖像については同省が行う「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会」でも一定の場合には AI 開発者や AI サービス提供者がパブリシティ権侵害の責任主体となり得ることが整理されたところであるが、俳優や声優等の肖像や声の保護の在り方については、実情を踏まえて引き続き検討することが必要である。

<AI 技術の発達を踏まえた産業財産権上の適切な対応>

近年の AI 分野の研究開発の活発化や、2022 年末には生成 AI や対話型 AI を用いた技術やサービスの開発が盛んになり、いわゆる第四次 AI ブームが到来したこと等を背景に、AI 関連発明の特許出願件数も増加しており、2023 年には 11,445 件となった（図表 14）。



特許データ: Patentfield
 (出典) 特許庁「令和 7 年度簡易型技術動向調査「AI 関連発明」」
 図表 14 : AI 関連発明の日本への特許出願件数の推移

また、生成 AI 技術の発達により、短時間かつ低コストで多数の技術情報やデザイン案を生成・公開することが可能となり、知的創造活動が変化している。

このような背景を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会の特許制度小委員会および意匠制度小委員会において、AI 技術の発達を踏まえた産業財産権上の適切な対応について検討が進められている。特許制度に関しては、(i) 技術的観点も含め近い将来における顕在化が想定される問題か、(ii) 特許権者又は第三者から検討のニーズがあるか、(iii) 国内外での諸情勢を踏まえ検討すべきか、という観点を考慮し、特に、AI 利用発明における発明、発明者、引用発明適格性等の論点について具体的な検討が進められている。また、意匠制度に関しては、(i) デザイン創作の実態や技術の発展状況を踏まえ検討の必要性が高いか、(ii) デザイン創作に関わるステークホルダーの意見を踏まえ検討の必要性が高いか、(iii) 国内外における諸情勢を踏まえ検討の必要性が高いか、という観点を考慮し、生成 AI を利用して創作したデザインにおける意匠、創作者、引用意匠適格性等の論点について具体的な検討が進められている。

<KPI について>

「知的財産推進計画 2025」において「日本企業の AI の利活用率を概ね 100% まで高める」との KPI が設定されていたところ、日本企業の AI の利活用率は 2025 年度調査では 55.2%となっている。

また、同計画において「AI 利用発明の明確化を進め、AI 利用による研究開発を促進する (AI 分野の研究費の増加)」との KPI が設定されていたところ、AI 分野の研究費は 2024 年度には 3,235 億円となり、2023 年度と比べて 18.3% 研究費が増加している。

(施策の方向性)

- ・ AI 技術の進展による特許分野での AI の利活用の拡大を踏まえ、特許の実務に生じる課題等について、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、国際的な動向を見極めつつ、引き続き検討する。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ AI 技術の進展による意匠分野での AI の利活用の拡大を踏まえ、意匠の実務に生じる課題等について、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、国際的な動向を見極めつつ、引き続き検討する。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ 「中間とりまとめ」が示す考え方に基づき、法・技術・契約の各手段の組合せにより、関係当事者が AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向けて主体的に取り組むよう、知的財産法や AI ガバナンス

に関連するガイドライン等の必要な更新を適時に行い、社会に分かりやすい形で周知を行う。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、総務省、文化庁、経済産業省)

- ・ 生成 AI とこれに関わる事業者、クリエイターとの間で、ライセンスの状況等の情報共有等を図るため、関係当事者間における適切なコミュニケーションを引き続き促進する。

(短期・中期) (文化庁、経済産業省)

- ・ 俳優や声優等の声を模倣した音声コンテンツの無断生成・公開等が一定の場合にはパブリシティ権等の侵害に該当し得ることを踏まえ、これらの侵害に関する不法行為法の解釈・適用等について、現行法及び判例法理を踏まえた法的整理の検討を行い、ガイドライン等を作成するとともに、その結果を周知し、より確実な権利保護に向け、ハードロー整備 (不正競争防止法改正を含む) の必要性も含め引き続き議論を継続する。

(短期・中期) (法務省、経済産業省、内閣府 (知財)、消費者庁、総務省、文化庁、特許庁)

- ・ 生成 AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的とする「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」(仮称) を制定するとともに、クリエイター等への対価還元に向けた環境構築を促進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、文化庁、経済産業省)

- ・ 生成 AI による要約サービスと robots.txt 等の技術的措置の関係について、不当な利用行為の防止につながるよう、ユーザーエージェントの開示や robots.txt 等の遵守等の措置の在り方について課題の整理を行う。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、公正取引委員会、文化庁)

(3) 創造人材の強化・ダイバーシティの実現

(現状と課題)

我が国における研究者や博士人材等の創造人材は、知財の創出やイノベーションの源泉として、産業競争力の強化や社会課題の解決を支える中核的存在である。大学、公的研究機関、企業において蓄積されてきた高度な専門知識や研究成果は、これまで我が国の技術的優位性を下支えしてきたが、国際的な研究競争の激化や技術革新の加速に伴い、創造人材を巡る環境は大きく変化している。とりわけ、創造人材の量的確保と質的高度化、さらには多様性の確保を一体的に進めることが、知財創出力を持続的に高める上で不可欠となっている。

定量的に見ると、我が国の研究者数は引き続き主要国の中で上位水準にある